

第64回九州地区手をつなぐ育成会沖縄大会 ご参加の皆様へ
東武トップツアーズがおすすめする 東京海上日動の国内旅行傷害保険

2024年10月1日
以降始期用

国内旅行中の事故によるケガ、賠償責任や手荷物の盗難・破損等様々な危険を補償します。

国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約、航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約等をセットすることができます。

傷害（死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金）

旅行中の事故によるケガを補償します。

Ex) 観光中にケガ



携行品損害保険金（オプション）

旅行中の携行品の盗難や、破損により生じた損害を補償します。

Ex) カバンを盗まれた

※ 携行品の置き忘れ、紛失による損害（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）については保険金をお支払いできません。
※ 損害額は時価額または修繕費のいずれか低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨等は合計で5万円）が損害額の限度となります。ただし、ご契約の保険金額が10万円未満の場合、ご契約の保険金額がお支払の限度額となります。
※ 1回の事故ごとに免責金額（自己負担額）3,000円をお客様にご負担いただきます。

- ※ 旅行出発日10日前までお申し込みいただけます。
- ※ 航空機を利用する国内旅行の場合のみセットいただけます。
- ※ 宿泊施設に宿泊した場合のみ保険金のお支払い対象となります。

ポイント

旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。
（空港でお申し込み手続きを行われる場合は、空港でのお申込み手続き完了時からご自宅にお戻りになるまでの補償となります。）

※ 保険の責任期間（補償期間）は保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時から末日の午後12時（24時）までとなりますが、保険期間内であっても住居（ご自宅）に帰着した時点で、保険の責任期間は終了します。なお、住居は一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ 保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、裏面の「補償内容のご説明（お支払いする保険金の概要等）」をご確認下さい。

補償内容は以下の契約タイプからお選びください。保険の対象となる方が20名以上で、同一の保険期間でかつ、1つの保険証券等でのご契約の場合は、同一の保険料でも保険の対象となる方の数に応じて補償内容（保険金額）が異なります。また、本チラシに記載されている契約タイプ以外でのご契約をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

ご契約金額と払い込みいただく保険料

保険期間 注：（）内は旅行期間を示します		4日（3泊4日）まで
ご加入タイプ		LH
保険金額（ご契約金額）*1	死亡・後遺障害保険金額	800 万円
	入院保険金日額	6,700 円
	手術保険金	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。
	通院保険金日額	4,400 円
	賠償責任保険金額 免責金額（自己負担額）：0円	3,000 万円
	携行品損害保険金額 免責金額（自己負担額）：3,000円	10万円
	救援者費用等保険金額	15万円
	航空機欠航・着陸地変更費用保険金額*2	-
お支払いいただく保険料		800 円

※ 1 保険証券によるご契約で、かつ、保険期間が各保険の対象となる方同一である契約の場合は、以下表の①②の条件が双方とも満たされる最大の割引率を適用致します。

① 保険の対象となる方の数	20名以上	100名以上	500名以上	1,000名以上
② 団体最低保険料	9,500円	45,000円	212,500円	400,000円以上
保険料割引率	5%	10%	15%	20%

*1 各保険金額・日額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

*2 航空機欠航・着陸地変更費用保険金がセットされた契約タイプは、旅行出発日10日前までお申し込みいただけます（例：出発日が4月11日の場合、4月1日までのご契約が必要です。）。

【ご注意】① 保険期間（保険のご契約期間）はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間は、「7日まで」となります。

② 次のいずれかに該当する場合には、他の保険契約等*3と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。

a. 保険の対象となる方の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合 b. 保険の対象となる方の同意がない場合（保険契約者＝保険の対象となる方の場合を除きます。）

*3 「他の保険契約等」については、重要事項説明書等をご確認ください。

お問合せ先（取扱代理店）
東武トップツアーズ株式会社 沖縄支店

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1-12-12

TEL:050-9001-9778

（引受保険会社）

東京海上日動火災保険株式会社
航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室
〒100-8107 東京都千代田区大手町1丁目5
ー1 大手町ファーストスクエア WEST9階

令和6年9月作成
24T-001053

補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	お 支 払 い す る 保 険 金	保険金をお支払いしない主な場合				
死 亡 金	後遺 障害 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受けるべき金額部分） ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*8 ●核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払い対象となります。） ●自動車等の乗用機を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの等				
		日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に後遺障害*1が生じた場合。 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。					
入 院 金	手 術 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。	入院保険金日額に入院*3した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて 180日（支払対象日数） を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「入院日数」は、 180日（支払限度日数） を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	●戦争・戦争危険等無責に関する一部修正特約）がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。				
		日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 （※）傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっていない療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 <table><tr><td>① 入院中に受けた手術</td><td>*4</td><td>10倍</td></tr><tr><td>② 上記以外の手術</td><td>*4</td><td>5倍</td></tr></table> ※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限りします。	① 入院中に受けた手術	*4	10倍	② 上記以外の手術	*4
① 入院中に受けた手術	*4	10倍						
② 上記以外の手術	*4	5倍						
通 院 金	賠償 責任 保険金 (オプション)	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 *7 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線引子等およびハローベストをいいます。	通院保険金日額に通院*6した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて 180日（支払対象日数） を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は、 90日（支払限度日数） を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*7を常時装着した日数についても「通院した日数」に含みます。 ※入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●受託品に対する損害賠償責任（宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。） ●車両（ゴルフカート、レンタカーを含みます。）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）、銃器（空気銃を除きます。）、の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等				
		日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物（宿泊施設の客室・客室内動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）を含みます。）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※国境での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ東京海上日動にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。					
携 行 品 損害 保険金 (オプション)	救 済 者 費用 等 保険金 (オプション)	日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*12に盗難、破壊等の損害が生じた場合。 *12 携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラ一式等、保険の対象となる方が所有かつ携行する身の回り品をいいます。 （※）有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。）、自動車（バイクを含みます。）、ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんの登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物、別送品等は含まれません。	（携行品*12 1個、1組または1対について10万円を限度とした）損害額*13をお支払いします。 ※乗車券等または通貨等については合計5万円を限度とします。 *13 損害額は、時価額または修繕費のいずれか低い方とします。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ※1回の事故ごとに免責金額（自己負担額）3,000円をご自身で負担していただきます。 お支払する保険金＝損害額*13－免責金額（自己負担額）3,000円 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害*14 ●核燃料物質の有害な特性等による損害 ●携行品の置き忘れ、紛失*15 ●差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置はお支払いの対象となります。） ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害 等 *14 「戦争危険等無責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害は保険金のお支払対象となります。 *15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。				
		①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合②保険の対象となる方がビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難した場合。*16 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって保険の対象となる方の死亡が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察等の公的機関より確認された場合。 ④日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）または継続して 14日以上欠席 *3された場合。 *16 補償する場合には特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をいただきます。*18	ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*9が負担した下記の費用をお支払いします。 ①捜索費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ②捜索救助費用 ③宿泊料（1名について 14日分を限度 とし、救済者2名分まで） ④現地からの移送費用*17 ⑤現地での諸雑費（3万円まで） *17 帰国運賃のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。 （※）他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ●保険金受取人の故意または重大な過失（その方が受け取るべき金額部分） ●けんかや自殺行為・犯罪行為による事故 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。）*18 ●自動車等の乗用機を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 等 *18 捜索救助費用については、特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合もビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんの行程中に遭難したことによって支払った費用は保険金のお支払対象となります。				
航空機欠航・着陸地変更費用保険金 (オプション)		日本国内旅行中に、保険の対象となる方が搭乗する予定であった航空機の欠航または搭乗した航空機の着陸地変更により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できず、その日に予定していた航空機の最終到着地以外の地において宿泊施設に宿泊し、宿泊費用を負担した場合。	1回の欠航・着陸地変更について、1万円をお支払いします。 ※航空会社等により既に補償されている等、保険の対象となる方の費用負担による損害が生じなかった場合は、お支払いの対象外となります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反（その方が受け取るべき金額部分） ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による事故 *19 等 *19 「戦争危険等無責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害は保険金のお支払対象となります。				

*2 保険の対象となる方以外の医師等が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師等が行う治療をいいます。

*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師等の管理下において治療を受診することをいいます。

*9 6親等内の血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。

*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の事実を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚姻とは異なります。）。

① 婚姻届を*11を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*11 戸籍上の性別が同一の場合は 夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

●上記「損害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶発性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください（例えば職業病、テニス肩等）。

●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ご契約に関するご注意

●**保険料払込みの期**は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。

●**の保険証券、保険契約証または被保険者証について**：代理店または東京海上日動にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が、旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または東京海上日動へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類、保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。

●**割増の補償について**：賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や他社以外の保険契約を含みます。*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

この保険のご契約者の皆様にご利用いただけるデューリサポートサービスの詳細については、専用チラシをご確認ください。

このパンフレットは、国内旅行傷害保険の概要をご紹介したもので、必ず「**重要事項説明書**」とよくお読みください。また、詳細は『国内旅行傷害保険ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、東京海上日動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接契約されたものととなります。

【別紙の「第64回九州地区手をつなぐ育成会沖縄大会ご参加の皆様へ 東武トップツアーズからの国内旅行傷害保険のご案内」をご参照の上、ご記入ください。】

東武トップツアーズ(株) 沖縄支店

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1-12-12

年 月 日

TEL:050-9001-9778

第64回九州地区手をつなぐ育成会沖縄大会
国内旅行傷害保険 加入意思確認書

No.	旅行参加者氏名 漢字フルネームで ご記入ください。	年齢	性別	保険申込 希望 ○ or × で記入	契約タイプ名 or おすすめプラン名	ご旅行者(被保険者) 同意署名欄(※1)
例	保険 太郎	30	男	○	× ×	

★国内旅行中に従事する 職業・職務	あり▶	内容			
★他の保険契約等※2 (同時に申込む契約を含みます)が ありますか？	あり▶	会社名	保険種類	保険金額※3	満期日

※1 被保険者5名以下の団体契約かつご加入者のご旅行者(被保険者)が異なるケースで、ご加入の死亡・後遺障害保険金額が他の保険契約(※2)と合算で1,000万円を超える場合は、上欄にご旅行者の同意を証する「署名」が必要です。なお、ご旅行者(被保険者)の年齢が保険期間の始期日時点で満15歳未満の場合は、同意を行うことが出来ません。
※2 「他の保険契約等」とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、その契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
※3 傷害死亡・傷害後遺障害、入院(手術)、通院の内容についてご記入下さい。

(注)★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
ご提出いただいた個人情報については、各種商品・サービスのご提供・ご案内をするために利用させていただきます。

ご加入タイプ	<おすすめプラン>	LH			
保険期間	2025/10/17 ~ 2025/10/20				
加入者	公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会				
被保険者 (保険の対象となる方)	参加者の中で加入を希望した方				

2025/8/4までにおとりまとめの方へ加入意思確認書をご提出の上、東武トップツアーズ(株)沖縄支店に保険料をお支払い下さい。

<お問い合わせ先・取扱代理店> 東武トップツアーズ(株)沖縄支店 〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1-12-12 TEL:050-9001-9778	<引受保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室 〒100-8107東京都千代田区大手町1丁目5-1 大手町ファーストスクエアWEST9階
--	---

【国内旅行傷害保険に関する事項】

東京海上日動火災保険株式会社 宛

普通保険約款、国内旅行傷害保険約款およびその他の特約が適用されることを承認し、全ての記載事項が事実と相違ないことを確認の上、保険契約の加入を依頼します。なお、死亡保険金受取人は法定相続人とします。事故発生の際に保険契約等および保険金等の請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意します。重要事項説明書および個人情報の取扱いについても同意し、加入依頼書および重要事項説明書により契約内容が意向に沿ったものであることを確認の上、本契約の加入を依頼します。

この国内旅行傷害保険は、公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会

を加入者とした明細付団体契約です。保険契約者を東武トップツアーズ株式会社とした包括契約で、保険契約の解約権や保険期間延長等の契約内容変更請求権は原則として保険契約者である東武トップツアーズ株式会社が有しますが、保険契約者はご加入いただきました加入者より、解約、契約内容変更のお申出があった場合は必ずこれに応じて必要な対応をさせていただきます。尚、保険契約証は加入者にのみ、保険料領収証は保険契約者のみに発行され、各お客様(保険の対象となる方)には発行されませんので、予めご了承ください。

契約に関するご注意

この保険は東武トップツアーズを保険契約者とし旅行参加者を被保険者(保険の対象となる方)とする国内旅行傷害保険包括契約です。契約内容変更に関する請求権、解約請求権利などは原則として東武トップツアーズが有します。

被保険者数5名以下の団体契約に関するご注意

被保険者数5名以下の団体契約で保険始期日時時点で満15歳以上となる被保険者について、他の保険契約等(表面・※1)と合算で1,000万円超の死亡・後遺障害保険金額のお引受けを行う場合には表面「ご旅行者(被保険者)同意署名欄」に被保険者ご本人の署名が必要になります。
※保険始期日時時点で満15歳未満の被保険者の方については、同意(署名)の有無に関わらず他の保険契約等(表面・※1)と合算で死亡・後遺障害保険金額が1,000万円超となるお引受けはできません。
詳細は代理店までお問い合わせ下さい。

1保険契約によるご契約で、かつ、保険期間が各被保険者(保険の対象となる方)同一である契約の場合は、以下の表①②の条件が双方とも満たされる最大の割引割を適用致します。

①被保険者数	20名以上	100名以上	500名以上	1,000名以上
②団体最低保険料	9,500円	45,000円	212,500円	400,000円以上
割引率	5%	10%	15%	20%